

第29回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年1月30日（木）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年1月30日 14時00分から16時20分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田真吉 4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
- 9番 外間 博則 10番 與那嶺正敏
- 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

なし

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第114号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第116号 非農地証明について

議案第117号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見について

議案第118号 平成25年度農作業料金・農業労賃に関する調査報告（案）に対する意見について

報告第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第29回農業委員会会議（総会）を開会します。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

本日1日限りに決定します。
議事録署名人の件ですけど、5番さんと6番さんになっておりますので、よろしくお願
いします。
それでは案件ですね、議案第114号から115号、116号まで、一括して事務局より説明をお
願いします。

事務局長

それでは説明いたします。1ページお願いします。

(議案第114号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は申請人が、自己所有地に自己所有墓を建立するために転用するものであります。申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして3ページをお願いします。

(議案第115号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、譲受人が申請地を駐車場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。2番は、譲受人が申請地を資材置き場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に隣接する10ヘクタール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。3番は、譲受人が申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める農地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして6ページをお願いします。

(議案第116号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から畑として使用しておらず、また

| | |
|--------|--|
| | <p>面積も小さい。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われ。</p> <p>2番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から、農地法の許可を受けずに資材置き場として使用されております。当時は地権者に農地法の知識も無く、現在は反省の情も見受けられ、また実際に今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われ。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長（会長） | <p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p> |
| 議長（会長） | <p>再開いたします。</p> <p>議案第114号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「質問がなければ、進行お願いします」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。5番、どうぞ。</p> |
| 5番 | <p>議案第114号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてなんですけれども、事務局のほうから説明があり、休憩をとり現場のほうを確認いたしました。1番の久場なんですけれども、墓の移転ということで、現地の方が斜面地であり、あと周辺に墓が多いということで、山林化した農地ということも踏まえまして、面積のほうも妥当かと思えます。よって、1番につきましては、本員は許可相当としたいと思います。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>異議なしでありますので、議案第114号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。はい、5番。</p> |
| 5番 | <p>2番の件なんですけれども、前回申請が出されたときの申請面積と今回の申請面積というのは一緒なんですか。確認できますか。</p> |
| 事務局 | <p>一緒ですね。前回と同じ面積ですね。</p> |

| | |
|--------|---|
| | 「ほかになければ、進行」の声あり |
| 議長（会長） | 進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。7番、どうぞ。 |
| 7番 | 議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局の十分な説明を受け、それから現場調査もいたしました結果、1番につきましては、図面上もあの場所は農地としては活用されていないので、それからこの申請に対して譲受人ですが、社会福祉法人のAさん、駐車場が足りないということですので、許可相当だと思います。それから2番の久場、これは以前にも申請が出ていましたが、転用目的を変更して、今度は露天資材置き場に、それから3番につきましては、新しく一般個人住宅を建築したいということで、本員は3件とも許可相当としたいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり |
| 議長（会長） | 異議なしでありますので、議案第115号については許可相当といたします。 続きまして、議案第116号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。 「質問がなければ、進行をお願いします」の声あり |
| 議長（会長） | 進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。はい、3番どうぞ。 |
| 3番 | 議案第116号 非農地証明交付申請の承認についてであります。事務局から説明を受け、現場調査もいたしました。現場を見た限り、登記簿上は畑となっておりますけれども、現況として1番は山林原野、2番は雑種地になっておりますので、それもありますし、また畑に復元するのは非常に困難をきわめると思いますので、そのまま非農地として承認したいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり |
| 議長（会長） | 異議なしでありますので、議案第116号 非農地証明交付申請の承認については承認といたします。 続きまして議案第117号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局長 | それでは8ページのほうをごらんになってください。 |

| | |
|---------|---|
| | (議案第117号を議案書をもとに朗読) |
| | 以上です。 |
| 議長 (会長) | 今、事務局から説明がありましたけれども、御質問等がありましたらどうぞ。 |
| 2番 | そのまま承認していいかと思います。 |
| 議長 (会長) | 今、2番からもありましたけれども、事務局からの説明もあり、また審査総括表で各字の詳細についても報告がありましたけれども、そのように村選挙管理委員会に報告してよろしいでしょうか。 |
| | 「はい」の声あり |
| 議長 (会長) | ありがとうございます。そのように選挙管理委員会に報告いたします。 続きまして議案第118号 平成25年度農作業料金・農業労賃に関する調査報告(案)に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局長 | では10ページです。 |
| | (議案第118号を議案書をもとに朗読) |
| | 以上であります。 |
| 11番 | これはトラクターが9,000円とあるのは日当ですか？ |
| 事務局長 | 1時間当たり…。 これはおおよそなので、大体これぐらいと。特に決まった金額はなくて、個人個人で平均してこれぐらいでしょうと。 1時間当たりですね。 |
| 8番 | これ農協で調べて、農家でも雇用したような資料があるんですか。 |
| 事務局長 | 資料等は特には求めてなくて、1人で、あちらもおおよその平均の値しか、大体これぐらいというのが。 大体、この金額は以前からほとんど変わっておりません。そのとおりですね、もう。正確な賃金等はちょっと把握が難しいものですから。 |
| 議長 (会長) | 休憩いたします。 |
| | (休 憩) |

| | |
|--------|---|
| 議長（会長） | <p>再開いたします。</p> <p>議案第118号については、事務局がJA等で調査した資料を書いておりますとおり、そのとおり、その案のとおり県農業会議に報告していきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございます。では、その案で報告いたします。</p> <p>報告第41号、報告第42号について、事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第41号及び報告第42号について説明いたします。</p> <p>（報告第41号及び報告第42号を朗読する前に以下を説明）</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が1件、5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長（会長） | <p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。</p> <p>これをもちまして第29回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 16時20分</p> |

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新 垣 秀 則

議事録署名人

5番委員 新 垣 勉

議事録署名人

6番委員 新 垣 勇